



ますけれども、結局今回の地方税財政制度改革の根幹の問題でございますので、この五つが解決しませんでしたら、われわれは満足な地方財政の自主化は考え得られないと思つておられます。第一は税に関する問題が三つ残つております。一つは事業税といふ事、土地使税といふ事、要するに農村地帯に対する課税の問題でありまして、この点が初め財政委員会としましては、営業税の範囲拡張で事業税とするというようになことを考へておりましたが、そのほかに土地の使用税をつくらうといふことが、これが財政委員会といたしましては一應きまつておりますが、必ずしも各方面の了解を得ていないという点が一つでございます。第二は入場税の委譲の問題でありまして、これは大蔵省方面の反対があるわけでありまして。第三は酒、タバコ消費税の國稅よりの委譲と申しますか、新しくつくるという問題でありまして、これも大蔵省方面の反対があるわけでありまして。そのほかには税以外の問題といたしましては、一つは地方団体中央金庫をつくらうと、地方団体の金融を円滑にしようという考へ、それからもう一つは災害復旧基金というものをつくりまして、地方団体の行う災害復旧工事の迅速なる処理、並びに災害による地方団体財政への圧迫、この問題を解決したいと考へておられますが、この二つの制度につきましても、大蔵省方面において反対がありまして、解決してないのであります。ただいま残つておりますのは、大体今申し上げたような五つの大きな点なのであります。従いまして小さな点は法案等の整理も、もう大体われわれ

れ事務局としては終つておりますが、大きな問題が解決しませんでしたために、この全貌が決定しないわけでありまして、余計なことかもしれませんが、附け加えて申し上げますと、そのように主として大蔵省関係と衝突しておるわけでありまして、これは要するにわれわれとしては新憲法、新自治法の精神に則りまして、地方自治の拡充、そのために必要な地方財政の裏づけ、地方分権、地方自治の強化、こういう観点に立つてもを考へておるのであります。大蔵省方面におきましては、必ずしもそういう思想に同意せず、中央集権的な行政あるいは國庫財政第一主義というような観点から、根本的にかく対立があるので、それがこういう点に現われておるのだと思つて、簡単に事務的には解決できませんので、先ほど申し上げましたような關係懇談会を設けていただいて、ここで解決のつくものだとわれわれは観測しておる次第であります。

○松澤(兼)委員 私先ほど御質問申し上げたことで終らうと思つておりましたが、ただいまのお話で五つの点が懸案になつておるといふことを承つたわけでありまして、それによりまして入場税の問題、それから酒及びタバコの消費税の問題、それから中央金庫及び災害基金の問題、及び最初申されました土地使税の問題が懸案になつておるといふことでもあります。そこで第一にお伺いしたいことは、要綱に示されました他の問題については大体片がついて、この四つだけが懸案として残つておるといふふうに了解してよろしいかという問題と、それから土地使税の問題、これは私前にも御質問申

し上げたことがあるのであります。耕作反別税とか、あるいは耕地税とかいう名目が不適當であるというところを申しましたところ、そのときには漁業であるとか、あるいは農業であるとか、あるいは自由業等をひつくるめて事業税なるものを設定したい。かようにお答えになつた私は記憶しております。ところが新たにまた土地使税なるものをお設けになるといふことになりまして、最初の話と大分違つてくるのであります。これははたして地方財政委員会として、農業税のほかに土地使税、あるいは耕作反別税、耕地税といつたような形のものをおとりになるお考えであるか。その点をもう一度確かめておきたいと思つておられます。以上二つの点についてお伺いいたします。

○坂東委員長 それではちよつと速記を止めて……

○坂口委員 先ほど松澤委員からお話があつたと思つて、前年度中に解決さるべきところのものが、私も心が配した通りに、やはり新年度にもお越されて、未だに重要な問題が御解決になつていないという事は、はなはだ遺憾であります。もちろん國の財政の状況、あるいはまた政変等を考へてみますと、地方財政委員会に多くを要望し期待することが酷であるといふことは十分わかります。御苦心は察しておりますけれども、しかし、はたして私どもが心配いたしました通り、地方団体の財政が大きな懸案を來しておるといふことは争えぬところでありまして、この際申し上げたところでも、ないことではございませんが、ただ私は三点ばかり簡単に要点だけを聴きたいと思つて、この新しい年度の地方財政について、許されることは措置すると申されたのであります。どういふことを言つておるのであるか、具体的な暫定措置といふものをここにお願いしたいと思つておられます。あるいは、かりに現在地方財政委員会においてお考えになつておること、そのまま大蔵省を説得して、その通りにきまるといふことも、先ほどお話のように、おそれ六月か七月ということになるのであります。その間において地方団体の財政に対して、どういふ暫定的処置をとられるか。普通にいきましても、またこの間の案の通りいきましたも、地方としては非常な赤字が出る、苦しいといふことではあります。この二箇月、三箇月あるいは半年なり、どういふ暫定措置を具體的にとられるかといふことをお聴きしておきたいと思つておられます。

それから先ほどのお話によりまして、財政委員会が御立案になつておられるところの最も大きな部分、大事な点が、すべて大蔵省との關係において話ができにくい。これについて、お聴きするのには、あるいは無理なことかと思つておられます。一体これについて見込みがあるのか。私どもはもう少し、國會なり地方団体の輿論なりを糾合して、この大改革をこの際断行すべきであると思つておつたのであります。が、そういうことを一向おやりにならないか。お見込みはどうか。國の財政は御承知のごとく非常に困難な状況にある。また國費をもつてやらなくてはならぬ部分も非常に大きい。しかしながら地方団体に対する地方財政の自主権をこの際解決しておかなければ、解決できない非常に大きな問題になるのであります。これに対してもう少し大きな手を打たれることが必要であつたらうと思つておられます。局長からお聴きしたいと思つておられます。もう一つ附加して申し上げたいことは、この前竹谷委員が説明されましたときに、私も単にこういう困難もあるといふことを予想して、税金の問題だけで中央と地方との問題を解決することは非常に困難である、それでどうしても地方団体に事業収入をもたせなくてはならぬといふような意味から、私と松野委員とから地方団体に譲渡権をもたせることの御意見を申し上げまして、それについて御研究くださることになつておられます。これも相手は大蔵省でございますが、やはりこういう点について思い切つた手を打つことが必要だと思つておられます。

○委員長退席、高岡委員長代理續席

この点について、その後委員会ですれほど御研究になつたか、あるいは實際に折衝になつたか、あるいはお見込み、そういうものをお聴きしたいと思つておられます。



料、手数料というものをとつておるわけでありませぬ。これは條例等によつて徴収する額を決定することになつておるものもありませんが、あるいは國で一定の基準を與へまして、これ以上とつてはいけないといつたような手数料のようなものもあるように考えられる。

實際のところ私にはつきりしないのでありますが、たとえば看護婦の免狀交付に對する手数料であるとか、あるいは開業医に對する手数料であるとか、いふたような、いわば間接税に屬しているもの、そういうものは、今後自由に地方普通公共団体が條例をもつて規定すれば、ある程度まで増額収入ができるというものであります。あるいは、やはりこれも地方財政委員会で國家的調整を加えていくお考えでありますか。この点明らかにしていただきたい。

○萩田政府委員 土地使用税の問題であります。これはもし課税するとすれば、單に農地だけでなく、都會の宅地も一踏にかける考えであります。この際米價の上つた倍數よりも、土地、宅地の上つた倍數の方が少いから、その引上率はおのずから違ふ。こういうような考えであります。それはそれといたしまして、今回われわれの考へておりました税制財政改正案では、主としてその都會地の土地の値上りに對する増加稅的な意味を含めまして、不動産取得稅の高率の引上げをいたしております。土地の課税という問題は、たびたび言われておるのであります。一つには一般物價の値上りとも關係いたしません。もう一つは、單に不動産が値上りしたというだけでは、その人の収入はななくして、やはり賣るか何かし

ないことには、税を納めるだけの金すらもないというふうなこともありますので、さしたる不動産取得稅を引上げまして、高くなつた土地を賣つて現金がはいつて納稅ができるというときに、この不動産取得稅をとる考へであります。

次に使用料と手数料の問題であります。これは申すまでもないのであります。が、いわゆる地方団体の固有事務の問題と、委任事務の問題とあります。固有事務については、これは地方の條例で適當にできるわけでありませぬ。國から委任されている事務については、やはりある程度まで國が全國的な統制をしております。たとへば法律とか政令においてその額を制限しているものがありますので、そういうものについては地方団体の任意にはこれを變更することができないわけでありませぬ。たゞいま御指摘の看護婦の手数料とか、戸籍の手数料がそれでありませぬ。なお大きくは水利使用料が各地で問題になつておりますが、それらも地方団体で適當にできないわけでありませぬ。そのほか一般物價統制令にひつかかるものは一應物價統制の許可を仰がなければならぬわけでありませぬ。

○松野委員 私多少遅れて來たので、こういう質問が出たかと思ひますが、これはこの前に私が発言したと思ひます。これは御承知のごとく、あまり結構な話でありませぬが、全國的に、特に地方の農村地帯に濁酒の密造が行われていることは周知の事實であります。そしてこれを取締る方法も、現在の稅務署その他において不可能なことも周知の事實であります。しからばこれを何とか財源とする方法はないかと

いうことを、この前の委員会に提案いたしました。その後何らの回答もありませんし、また今度の要綱にもはいつておらぬようでありませぬが、地方財政として考慮する余地があると思つて研究されているか、あるいはどういふ処置をとられますか、一應御意見を拜聴いたしたいと思ひます。

○萩田政府委員 先ほど同じ御質問があつたわけでありませぬが、地方団体が酒の醸造に對して課税したらどうかといふお話が先般もあつた。そのとき地方財政委員会の竹谷委員もおられまして、その機会において披露があつたのであります。何分にも問題が大きいので、さしたる今回には間に合はないし、なお地方財政委員会も一年間あることだから、そのときに考えることになつたのであります。そうして今回は初めから要綱に掲げてありましたように、酒、タバコの消費稅の一部を地方公共団体の収入とするようにし、なお密造取締りの点も、さいわいに自治體警察になりましたので、そこで賣れる酒の稅の一部が地元にはいるとなれば、やはり自治體警察も一生懸命密造取締りに努力するようになりますから、そういう意味において酒、タバコの消費稅をせひつくりたいということになつております。

○高岡委員長代理 ほかに御質問ありませんか。

○高岡委員長代理 では消防法案起草に關する件について、門司小委員長代理より中間報告を承りたいと思ひます。

○門司委員 それでは小委員長の川橋さんがおいでになりますので、代り

まして小委員長の報告をいたしたいと思ひます。

治安及び地方制度委員会では、今年一月二十一日に消防法の起草委員會をつくりまして、法案の起草に着手いたしました。打合せ、委員會を開くこと四回にわたりました。ようやく草案の作成を終りましたことは、本年二月五日の本委員會におきまして、小委員長の中間報告を致しましたが、この草案を三月五日に送付して、意見を求めておりましたのであります。が、本月二十五日に至りまして、小委員長の出頭を求められまして、意見を求められたのであります。三月三十日小委員會を開き、當局の意見をも徴して、再審議いたしました結果、たゞいま配付いたしました草案を得たのであります。もつともこの法案はさらに意見を求める必要があるものであります。その示された修正意見を逐條的に御説明申し上げたいと思ひます。

第一章の總則の部では「船渠若しくは埠頭に繋留された」の一句を挿入して船の位置を明示いたしました。

第二章火災の予防の部では、第四條中に「あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する」の文句と「但し個人の住居は所有者及び占有者又はそのいづれかの承諾がなければ立ち入らしめてはならない」の二句を挿入して、消防職員の入入り場所を明示し、かつ個人の住居に關しては制限を加えております。さらに消防団員の補助を規定した第五條を削除し、第七條冒頭の消防署長の行政執行の部分の削除いたしております。

第三章危險物の部では、第十五條において「市町村條例に規定する」の一句を挿入して、映写技士の資格を明らかにしておるのであります。

第四章に對しましては、消火の設備の部では、消防用具の検査及び販賣を規定する第二十一條を削除しております。

第六章消火活動の部では、第二十七條中に新たに、消防車の出動及び掃路の途中における一般の消防車に對する心得と、消防車自体の制限を規定する一項を加えております。すなわち「消防車が火災の通報に應じて、現場に赴くときは、車馬及び歩行者は、これに道路をゆづらなければならぬ。消防車が接近したときには、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側に出來得る限り寄り添ひ消防車が通過するまで停止しなければならぬ。路面電車はその間停車しなければならぬ。消防車は火災の現場に出動するとき限りサイレンを用いることが出来る。時速は五十五キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中は鐘又は警笛を用い一般交通規則に従はなければならぬ。」この條項であります。さらに火災現場の警戒區域設定に關する規定として、同第二十七條中に新たに一項を加へ消防員と警察官との権限を明らかにして、「火災現場の消防長(台參者を意味す)の指揮により警戒區域を設定する場合現場にある警察官は、これに援助を與へる義務がある」の一項を加えております。

第七章火災の調査の部では、第三十二條中に新たに次の一項を設けて、立入り検査を規定しております。すなわち「消防長及び關係保險会社が認められた者は、火災の原因及び損害の程度を決定する爲めに火災により破損又は破

壊したものを、その後の何らの回答もありませんし、また今度の要綱にもはいつておらぬようでありませぬが、地方財政として考慮する余地があると思つて研究されているか、あるいはどういふ処置をとられますか、一應御意見を拜聴いたしたいと思ひます。

治安及び地方制度委員会では、今年一月二十一日に消防法の起草委員會をつくりまして、法案の起草に着手いたしました。打合せ、委員會を開くこと四回にわたりました。ようやく草案の作成を終りましたことは、本年二月五日の本委員會におきまして、小委員長の中間報告を致しましたが、この草案を三月五日に送付して、意見を求めておりましたのであります。が、本月二十五日に至りまして、小委員長の出頭を求められまして、意見を求められたのであります。三月三十日小委員會を開き、當局の意見をも徴して、再審議いたしました結果、たゞいま配付いたしました草案を得たのであります。もつともこの法案はさらに意見を求める必要があるものであります。その示された修正意見を逐條的に御説明申し上げたいと思ひます。

第一章の總則の部では「船渠若しくは埠頭に繋留された」の一句を挿入して船の位置を明示いたしました。

第二章火災の予防の部では、第四條中に「あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する」の文句と「但し個人の住居は所有者及び占有者又はそのいづれかの承諾がなければ立ち入らしめてはならない」の二句を挿入して、消防職員の入入り場所を明示し、かつ個人の住居に關しては制限を加えております。さらに消防団員の補助を規定した第五條を削除し、第七條冒頭の消防署長の行政執行の部分の削除いたしております。

第三章危險物の部では、第十五條において「市町村條例に規定する」の一句を挿入して、映写技士の資格を明らかにしておるのであります。

第四章に對しましては、消火の設備の部では、消防用具の検査及び販賣を規定する第二十一條を削除しております。

第六章消火活動の部では、第二十七條中に新たに、消防車の出動及び掃路の途中における一般の消防車に對する心得と、消防車自体の制限を規定する一項を加えております。すなわち「消防車が火災の通報に應じて、現場に赴くときは、車馬及び歩行者は、これに道路をゆづらなければならぬ。消防車が接近したときには、自動車、牛馬車、手引車、自轉車等は道路左側に出來得る限り寄り添ひ消防車が通過するまで停止しなければならぬ。路面電車はその間停車しなければならぬ。消防車は火災の現場に出動するとき限りサイレンを用いることが出来る。時速は五十五キロメートルを超えてはならない。消防署に引き返す途中は鐘又は警笛を用い一般交通規則に従はなければならぬ。」この條項であります。さらに火災現場の警戒區域設定に關する規定として、同第二十七條中に新たに一項を加へ消防員と警察官との権限を明らかにして、「火災現場の消防長(台參者を意味す)の指揮により警戒區域を設定する場合現場にある警察官は、これに援助を與へる義務がある」の一項を加えております。

第七章火災の調査の部では、第三十二條中に新たに次の一項を設けて、立入り検査を規定しております。すなわち「消防長及び關係保險会社が認められた者は、火災の原因及び損害の程度を決定する爲めに火災により破損又は破

壊したものを、その後の何らの回答もありませんし、また今度の要綱にもはいつておらぬようでありませぬが、地方財政として考慮する余地があると思つて研究されているか、あるいはどういふ処置をとられますか、一應御意見を拜聴いたしたいと思ひます。

治安及び地方制度委員会では、今年一月二十一日に消防法の起草委員會をつくりまして、法案の起草に着手いたしました。打合せ、委員會を開くこと四回にわたりました。ようやく草案の作成を終りましたことは、本年二月五日の本委員會におきまして、小委員長の中間報告を致しましたが、この草案を三月五日に送付して、意見を求めておりましたのであります。が、本月二十五日に至りまして、小委員長の出頭を求められまして、意見を求められたのであります。三月三十日小委員會を開き、當局の意見をも徴して、再審議いたしました結果、たゞいま配付いたしました草案を得たのであります。もつともこの法案はさらに意見を求める必要があるものであります。その示された修正意見を逐條的に御説明申し上げたいと思ひます。

第一章の總則の部では「船渠若しくは埠頭に繋留された」の一句を挿入して船の位置を明示いたしました。

壊された財産を検査することが出来る」の一項であります。さらに第三十四條中に、放火の疑いある場合、その捜査逮捕に関する消防官と警察官との権限を明らかにするための次の一項を加えておきます。「放火の疑いのあるときは、その捜査の主たる責任は消防長又は消防署長とする。但し警察官が犯人を探知し、之れを逮捕することは妨げない。放火絶滅の共同目的のために消防官及び警察官は互に協力しなければならぬ。」を追加するのであります。

第九章罰則の部では、第四十條ないし第四十四條で罰金に關し一萬圓と五萬圓とし、三千元を三萬五千元と、それぞれ増額し、さらに罰金と懲役を併科し得るよう訂正しております。

附則第一條の、本法律の施行を政令によらず施行期日を明記することを勸告してあります。右のほか「政令」を「市町村條例」に改め、また別表備考三のアルコール類中にエチルを加える等小修正があります。

以上は修正意見の要点であります。が、これらは文字通り、あるいは同じ意味で原案に繰りこみ、三月三十日の小委員会で修正の上採決したのであります。

さらに、こまかい字句の修正がありますので、この機会に一應申し上げておきたいと思つております。原案中に「地方條例」とありますものを「市町村條例」と書き改めているのであります。この点は各章、各條にわたつておきますので、一括して申し上げておきたいと思つております。以上御報告申し上げます。

○高田委員長代理 何か小委員長に対して御質問はございませんか。

○高田委員長代理 では次へ移りました。竊大法案起草に関する件について松野小委員長より中間報告をお願いいたします。

○松野委員 昨日小委員会を開きました。その席上門司君より修正案が出ました。それは第二條及び第三條に「内閣総理大臣」とあるを「地方財政委員会」と修正するという意見でございます。その理由といたしましては、元來竊大法は地方財政を主体とするものであるから、内閣あるいは中央官廳がこれにタッチすることはあまり好ましくないという意見でございます。小委員会は満場一致これを承認いたしました。すなわち、第二條の「内閣総理大臣」、第三條の「内閣総理大臣」を「地方財政委員会」に修正いたしました。なおそれに附随いたしまして、附則の、「法律により内閣総理大臣」の一項は前例により削除いたすことにいたしました。

○高田委員長代理 小委員長の方に御質問がありますら御発言願います。

○中島委員 消防法案並びに竊大法案は、ただいままで小委員会案として審議を進めてまいつたのであります。が、今後は本委員会の案としてこれを審議を進められるように希望いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高田委員長代理 それでは、各小委員会で御審議御研究くださいました消防法案、竊大法案は、本委員会に移して審議を進めることにしたいと思います。

○中島委員 なお、消防法案並びに竊大法案の今後の修正に關しましては、特に必要ある場合を除いて、小委員会に審査したものを原則として本委員会に御審議を進めたいと思つております。お諮りを願いたいと思つております。

○高田委員長代理 ただいま中島君よりお聴き及びの通り、原則として小委員会に決定いたしました原案を本委員会の原案として審議を進めたいという御意見であります。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○高田委員長代理 それではさうな方針に従つて審議を進めてまいりたいと思つております。緊急の事案があるそふでありますから続行したいと思つております。暫時休憩いたします。

午後四時二十二分休憩

○坂東委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○千賀委員 地方制度並びに地方財政制度の改革につきましては、最近地方財政の窮迫が突に焦眉の急に迫つておるのであります。私は昨日も愛知県に補つて縣廳並びに私の出身地である岡崎市役所等に出席して、いろいろ問題を討議したのであります。が、縣会は済ましてみ、また市会も済ましてみただけでございまして、結局根本がきまつておらないので、ほとんど暗中模索の形で安定を欠いておるのであります。これは単に愛知縣の問題だけではありません。この愛知縣の事實は、あげて日本のごとく地方財政の事實を、ここに反映しているものであると断ずるものでございます。かようなわ

けでございまして、何といたしましては政府は、ここに強力なる施策を示さなければ、地方の復興などということはないと思つておるのであります。かようなわけでございます。すでに地方財政のために、私が申しますところの法案を、荏苒日を延ばす理由はまつたくないのでございまして、ほんとうに地方財政に思いをいたし、また地方を愛し、鼓舞する責任にある政府といたしましては、一日も速やかにこの法案を完成して、わが國會に提出をしてまいらなければならぬと思つてござい

おります。かような点がなおざりにされておりますことは、特に關係の深いわれわれ地方制度委員会、殊に地方制度の母であり父である、淵源であるわれわれの委員会におきましては、突に焦燥にかられておるのでございまして、政府といたしましては、速やかに本委員会に成案を得て提出をしてくれるように、ぜひともこれは強力なるわれわれの意思をここに表明いたしました。政府を鞭撻したいと思つてあります。私のこの発言を動議といたしました。さういふに皆様の御賛成がございすならば、委員長がこれを適當にまとめられまして、政府に御傳達を願いたいのであります。

○坂東委員長 ただいま千賀委員より、地方財政整備に關して政府を鞭撻の意味の動議がありました。この動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それでは満場異議なきものと認めます。しからばただいま申された趣旨は、文書にいたしまして明日午前中に総理大臣のところへこれを手交することにいたしたいと思います。

なお明日は午後一時から會議を開きまして、海上保安法案が付託になりましたから、これを審議いたします。なお政府ではまだその材料は整備しませんが、明日は説明だけに願いたいと思つております。材料は必要ないと思つております。材料は必要ないと思つております。

では本日はこれをもつて散會いたします。

午後四時三十四分散會

昭和二十三年五月二十八日印刷

昭和二十三年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局